



児童・福祉に関する手当について

☎ 困こども課こども育成係 (☎内線1164)

☎ 困福祉課障害福祉係 (☎内線1159)

☎ 困住民福祉課福祉こども係 (☎内線2153)

■児童手当

児童(18歳到達年度の末日まで)を養育する人に支給されます(国内居住の場合)。

	第1子・第2子	第3子以降
3歳未満	15,000円	30,000円
3歳以上	10,000円	

※左表は児童1人あたりの支給月額です
 ※公務員の人は勤務先で手続きしてください
 ※受給者が公務員になったとき、公務員でなくなったときは市と勤務先に届出が必要です



児童手当

■児童扶養手当

ひとり親、もしくはひとり親に相当する状態(父母が離婚している・父または母が一定基準以上の障害の状態にあるなど)の児童(18歳到達年度の末日(一定基準以上の障害のある場合は20歳未満)まで)を監護する母、児童を監護し生計を同じくする父、父母に代わり児童を養育する人に支給されます。

●支給月額(4月～)

全部支給の場合 第1子：48,050円 第2子以降の加算額：1人につき11,350円

一部支給の場合 所得に応じて手当額が決まります。

※受給資格者、扶養義務者の所得が限度額以上の場合、その年度の手当の一部または全部が支給されません

※手当を受給している人は8月に現況届を提出する必要があります



児童扶養手当

■特別児童扶養手当

心身に障害がある20歳未満の児童を監護する父もしくは母(所得の高い方が受給者となります)、または父母に代わって児童を養育する人に手当が支給されます。

●支給月額(4月～) 1級：58,450円 2級：38,930円

※児童が児童福祉施設などに入所している場合や、障害を事由とする年金を受給できる場合は手当が支給されません

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの所得に応じ、その年度の手当の全部が支給されません

※手当を受給している人は8月に所得状況届を提出する必要があります



特別児童扶養手当

■障害児福祉手当

在宅で重度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の人。ただし、障害を支給事由とする給付を受けている人や社会福祉施設などへ入所中の人は除きます。本手当は、特別児童扶養手当と合わせて受給できます。

●支給月額(4月～)：16,560円

■特別障害者手当

在宅で著しく重度の障害があり、日常生活において常時特別な介護を必要とする20歳以上の人。ただし、社会福祉施設などへ入所中や病院に3か月以上入院している人は除きます。

●支給月額(4月～)：30,450円

※受給資格者や配偶者、扶養義務者などの前年の所得に応じ、手当の全額が停止されることがあります

※受給している人は毎年8月に所得状況届を提出する必要があります

※手当の支給は原則として申請の翌月分から開始します
 ※受給中に次の事由が生じたときは手続きが必要です
 住所や氏名に変更があったとき・対象児童が増えた・または減ったとき、受給資格がなくなったときなど
 ※手続きが遅れると手当を受給できない月が生じる、または受給した手当を返還していただくことがあります
 ※受給資格要件や所得制限限度額など、詳しくはお問い合わせください。各手当に関する詳細は、市HPをご覧ください

- ☎ 応募・申込方法
- 📅 日程
- 🕒 時間
- 📅 期間
- 📍 会場・場所
- 📍 問合せ先
- 👤 対象・資格
- ☎ 電話
- 📠 FAX
- 📧 電子メール
- 💰 料金・費用
- 🏠 HP
- 📄 持ち参り物
- 📄 その他